

V 生徒指導

1 生徒心得

本校生としての自覚と豊かな心をもち、「誠実・努力・勇気」「事上錬磨」の校訓のもと、生徒心得を守り心身の調和を目指し、健全な日常生活を送ろう。

1 礼儀について

高等学校に学ぶ生徒としての礼儀を身につけるよう心がけ、常に相手の人格を認め尊重しよう。

- (1) 校内外を問わず互いに気持ちのよいあいさつを交わす。
- (2) 校内で外来者や先生に出会った時は、気持ちのよいあいさつをする。
- (3) 言葉遣いに注意をし、相手に対し失礼のないようにする。
- (4) 授業の開始及び終了の礼を正しく行い、授業中には他人の迷惑になるような言動は慎む。

2 生活全般について

よいことは積極的にを行い、悪いことは断固として排除する勇気が必要である。自主的な判断と責任ある態度で校内外を問わず行動しよう。

- (1) 勤労や奉仕活動に積極的に参加する。
- (2) 不必要な金銭や物品の貸し借りをしてはならない。また、許可なく金銭の徴収をしてはならない。
- (3) 飲酒、喫煙、薬物乱用は固く禁ずる。
- (4) 理由の如何を問わず、いやがらせ、暴力行為、脅迫は絶対にしない。
- (5) 公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけたり、不愉快な思いをさせたりしないようにする。

3 校内生活について

学校の決まりを守ることが学校生活を明るく、秩序正しいものにする。無責任な言動を慎み、常に良識ある適切な判断によって行動しよう。

- (1) 生徒手帳を常に携帯する。
- (2) 清掃を徹底し、校内は常に清潔にする。
- (3) 公共物は大切に取扱い、汚損した場合には申し出て弁償しなければならない。
- (4) 貴重品の取扱いには十分に注意し、学業に必要なもの以外は持ち込まない。
- (5) 始業5分前までに登校するように心がける。
- (6) 始業から終業まで無断外出をしてはならない。
- (7) 校内の掲示や放送については、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (8) 携帯電話を持ち込む場合は、事前に校長の許可を受けなければならない。
- (9) 政治活動をしてはならない。

4 校外生活について

高校生としての誇りをもち、責任と自覚ある行動をしよう。

- (1) 次の場所に入出入りすることを固く禁ずる。

競輪場、競艇場、パチンコ店、その他不健全とみなされる娯楽施設など

- (2) 夜間外出は午後 10 時までとし、生徒だけの深夜外出はしない。
(3) 外泊をしてはならない。
(4) アルバイトは原則禁止。

5 学習について

自ら学ぶ意欲をもち、積極的な学習を心がけよう。

- (1) 教科物件は適切に準備する。
(2) 予習復習に努め、学習成果をあげる。
(3) 試験には厳正な態度で臨み、公明正大に受験する。

6 通学について

通学途上では交通規則を守り、公衆道徳を重んじることが大切である。特に下記の点に留意しよう。

- (1) 自転車の安全運転のために次の事項を厳守する。

- ア. 二人乗りはしない。
イ. 並列運転はしない。
ウ. 傘さし運転はしない。
エ. 信号無視はしない。
オ. 右側通行はしない。
カ. 夜間の無灯火運転はしない。
キ. 携帯電話等を使用するなどの「ながら運転」はしない。
ク. ヘッドホン等を使用しての運転はしない。
ケ. ヘルメット着用が努力義務となっています。乗車の際は心がけましょう。

- (2) 自転車の整備点検をする。

- ア. 前後輪のブレーキは効くか。
イ. ライトはつくか。
ウ. サドル（座席）・ハンドルの高さは適当か。
エ. ステッカー（鑑札）は貼っているか。
オ. ノーブレーキピスト・ハブステップは禁止。

- (3) 自転車には必ず鍵をかける。他人の自転車は、無断借用してはならない。
(4) 自転車通学者は、雨天時には雨ガッパを着用する。
(5) 交通機関を利用する者は、車内道徳を守り、人に思いやりのある心で接する。
(6) 電車・バス等で通学する者は、定期券の使用上の注意をよく守る。
(7) 歩行者は、ルール・マナーをよく守り、安全に留意する。
(8) 自転車運転免許証は、常に携帯する。
(9) 車で送迎（登下校時）については、正門・通用門付近で乗り降りしてはならない。
(疾病、ケガ等の場合は、来客用駐車場を使用する)

7 交友について

(1)友人との交際は互いの人格を尊重しあい、誠実な思いやりのある心で接する。

8 健康・安全について

常に摂生に努め、進んで家庭や集団の健康と安全の保持・増進に努めよう。

(1) 規律正しい生活をし、心の健康と体力の向上に努める。

(2) 学習・生活環境の整備に留意し、清掃・美化に努める。

(3) 施設・設備の使用上のきまりをよく守り、安全に留意する。

9 賞罰について

(1) 特別な善行があった者は表彰する。

(2) 法に触れたり、本校の定める諸規定に反した者は懲戒を受ける。

10 運転免許取得について

(1) 普通自動車免許の取得

進路が決定した3年生に限り、本校が示す期日から自動車学校への入校を認める。ただし、免許取得は卒業式以降とする。

(2) 原付・自動二輪免許の取得

原則として認めない。

2 服装規程

服装は正しく整え、高校生としての品位を保つように努める。また、休日や休業中の登下校の際も制服を着用する。

1 服装について

(1) 制服について

- ・本校指定のブレザー、スラックス又はスカート、ベスト、シャツ及びネクタイ又はリボンを着用する。(ベストは着脱可)
- ・半袖シャツを着用した時は、ベスト、ネクタイ又はリボンは着用しない。
※ 制服については、規定以外の制服の購入、又は購入後許可なく加工した場合は再購入とします。
- ・ソックスについては、白、黒、紺色のいずれかを着用する。
(ワンポイントは可、式典時は黒、紺色の無地のソックスを着用する)
- ・ストッキングを着用する場合は、ベージュ色か黒色の無地を着用する。
- ・セーター・ベストについては、Vネックで黒、紺色に限る。カーディガンは着用不可。

(2) 冬季期間、防寒着を着用してもよい。(華美でないもの)

(3) 通学用の靴は、黒の革靴(標準)又は白、黒色を基調とした運動靴とする。

(4) 更衣時期は、設けない。

2 頭髪について

(1) 授業に支障がなく清潔感があり、どんな場面でも通用する頭髪に整える。長い場合は、束ねる。 (進学・就職の面接時に通用する頭髪)

(2) 染色、脱色、パーマ、アイロン、カール、ウェーブ、エクステ等はしない。

(3) 奇抜な髪形(激しい段差・変形髪形)はしない。

※ (2),(3)については、違反を繰り返した場合は、生徒指導部が改善を促し、段階的に指導を行う。

3 その他

(1) 化粧、カラーコンタクト、アイプチ、アイブロウ、まつ毛エクステ・パーマ、マニキュア、ファンデーション等はしない。

(2) ペンダント、ネックレス、ピアス、指輪、ブレスレット、髪飾りの装飾品を身につけてはならない。

(3) マフラー・手袋の着用は認めるが、華美にならないこと。(校舎内では着用しない)

(4) 休日や休業日の部活動については、その部で統一したユニフォーム等を着用して登下校してもよい。

(5) 傷病等の理由で異装しなければならないときは、生徒手帳の「連絡・諸届欄」に記入して、学級担任の許可を受ける。

3 諸届・願い規程

1 下記の場合には、直ちに学校に届け出る。

- (1) 欠席や遅刻をするときは、事前に **Classi** などで保護者より学校に連絡する。
- (2) 忌引きで休むときは、学級担任に連絡をする。なお、期間は次のとおりとする。

一親等（父母）	7 日以内
二親等（祖父母・兄弟姉妹）	3 日以内
三親等（伯叔父母・曾祖父母）	1 日以内
- (3) 定期考査等で別室受験の必要がある場合は、生徒手帳の諸届欄に記入して、担任に届け出る。
- (4) 遺失・拾得をしたり盗難に遭ったときは、学級担任に届け出る。
- (5) 交通事故等に遭ったときは、学級担任に届け出る。
- (6) 保証人を変更したり保護者・本人の住所等に変更があったときは、学級担任に届け出る。

2 下記の場合は、学校に届け出て許可を受ける。

- (1) 8 時 35 分に遅れた生徒は、「遅刻届・入室許可願」を生徒指導部および教頭に提出し、許可を得て入室する。
各授業に遅れたときは「入室許可願」を教頭に提出し、許可を得て入室する。
- (2) 早退や外出をしなければならない場合は、生徒手帳に学級担任の許可印を受ける。
- (3) ホームルームや部室等、日常使用を認められている施設以外の学校施設や備品を使用する場合は、事前に担任や関係職員に届け出て許可を受ける。
- (4) 学割が必要なときは学級担任を経て、「割引証交付願」を提出して許可を受ける。
- (5) 校内外において部以外の団体を作るときや集会をするときは、その目的、事業、責任者を記載し、「集会届」を生徒指導部に提出して許可を受ける。
- (6) 各地区の祭礼に参加する場合は、「祭礼許可願」に所定の事項を記入のうえ、学級担任を経て生徒指導部に提出して許可を受ける。

3 以上のほか、届け出及び許可の必要な事項は次のとおりである。

- (1) 携帯電話等の校内持込み許可願
- (2) アルバイト許可願
- (3) 行事参加許可願（参加届）
- (4) 自動車学校入校許可願
- (5) 残留許可願

4 上記以外のときにも、必要ある場合は届け出て、許可を受ける。